

平成23年5月12日

各 位

会社名 株式会社シャルレ
代表者名 代表取締役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 管理本部長 石川 昌弘
TEL (078) 792-7134

役員人事に関するお知らせ

当社は、本日、開催された当社取締役会において、役員人事に関して、下記のとおり、決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役候補者について

次の者を平成23年6月29日開催予定の第36回定時株主総会の会議の目的事項である取締役選任に関する議案の取締役候補者とする。

岡 本 雅 文 (再任)
橋 本 欣 也 (再任)
馬 場 博 明 (再任)
千 田 浩 一 (再任)
脇 田 純 一 (再任)

※取締役候補者脇田純一は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。

2. 監査役候補者について

次の者を平成23年6月29日開催予定の第36回定時株主総会の会議の目的事項である監査役選任に関する議案の監査役候補者とする。

岸 本 達 司 (新任)

※監査役候補者岸本達司は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者であります。

3. 監査役の辞任について

平成23年6月29日開催予定の第36回定時株主総会の終結の時をもって、監査役木村圭二郎は、一身上の都合により、辞任いたします。

4. その他

監査役候補者につきましては、ガバナンス監視委員会より、監査役候補者として、不相当

とする理由はないとの旨の答申書を受領しております。

なお、ガバナンス監視委員会からの答申書の詳細は、添付資料2のとおりです。

添付資料

1. 監査役候補者の略歴
2. 答申書（平成23年5月12日 ガバナンス監視委員会）

以 上

監査役候補者の略歴

1. 監査役候補者の略歴

岸本 達司 (きしもと たつじ)

生年月日 昭和35年 6月16日

略 歴

昭和62年 4月 新世綜合法律事務所 (旧児玉憲夫法律事務所) 入所

平成10年 4月 新世綜合法律事務所 パートナー (現任)

平成19年 4月 大阪家庭裁判所 調停委員 (現任)

平成21年 4月 関西大学会計専門職大学院 特別任用教授 (現任)

平成22年 1月 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員 (現任)

現在に至る

以 上

添付資料(2)
平成 23 年 5 月 12 日

株式会社シャルレ 御中

答 申 書

株式会社シャルレ
ガバナンス監視委員会

委員長 稲 葉 威 雄

委員 竹 原 相 光

委員 河 津 博 史

当委員会は、貴社からの諮問事項に対して、下記のとおり答申する。

1. 諮問事項

貴社取締役会が、岸本達司氏（以下「岸本氏」という。）を監査役候補者とする監査役選任議案（以下「本件議案」という。）を貴社の次期定時株主総会において上程することについての相当性

2. 結論

貴社取締役会が、本件議案を貴社の次期定時株主総会において上程することについて、これを不相当とする理由は認められない。

3. 理由

貴社取締役会は、本件議案を上程する理由として、現在の社外監査役である木村圭二郎氏（以下「木村氏」という。）が、一身上の都合により、第 36 回定時株主総会の時をもって辞任し、退任するため、木村氏と同じく弁護士資格を有し、現在、大学において

金融商品取引法・企業法等の特別任用教授を務めているなど、前任者と同じく、貴社の上場会社としてのコンプライアンス体制に関する有益な指摘と経営全般に関する適切な監視が期待できる岸本氏を、木村氏の後任者とする議案を上程したいとする。

当委員会としては、岸本氏が金融商品取引法・企業法等の分野に詳しい弁護士として貴社にとって適切な指摘と監視が期待できるとする貴社取締役会が考える上程理由について特に問題はないと考える。また、同氏が、貴社の千田浩一取締役の知人として、千田取締役から紹介された人物であり、創業家との間に関係もないことからすれば、創業家からの独立性の観点からも特段の問題はない。

したがって、当委員会としては、岸本氏について貴社の監査役として不相当とする理由はないと考えるので、上記結論のとおり答申する。

以 上